

# 令和5年度第1回 豊島区介護保険集団指導

対象事業所：認知症対応型共同生活介護

## 人員・運営等の基準

- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日豊島区条例第12号）
- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行規則（平成25年3月25日豊島区規則第20号）
- ▶ 豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行要領（平成27年9月16日27豊保介発第1642号）

# 介護報酬等の基準

- ▶ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ▶ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- ▶ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

# 人員基準に係る用語の定義

## ▶ 常勤

認知症対応型共同生活介護事業所における勤務時間が、事業所の就業規則等において定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。

※**正規・非正規の別を問うものではありません。**

(例)

常勤の従業者が勤務すべき時間数が「週40時間」と就業規則で定められている事業所

Aさん（8時間/日、週5日勤務）・・・ **常勤**

Bさん（4時間/日、週5日勤務）・・・ **非常勤**

## ▶ 常勤換算方法

従業者の勤務延時間数 ÷ 常勤従業者が勤務すべき時間数

# 人員に関する基準①

## ▶ 介護従業者(夜間及び深夜の時間帯以外)

- サービスの提供にあたる介護従業者を、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- 共同生活住居（ユニット）ごとに配置

## ▶ 介護従業者(夜間及び深夜の時間帯)

- 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上
- 共同生活住居（ユニット）ごとに配置

※ 夜間及び深夜の時間帯は事業所ごとに設定する必要があります。

## 人員に関する基準②

### ▶ 計画作成担当者

- ~~共同生活介護（ユニット）ごと~~ 事業所ごとに配置が必要
- 介護支援専門員が1以上
- 介護支援専門員である者、そうでない者のいずれも、指定を受ける際に実践者研修を修了している必要がある
- 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者と兼務可能

### ▶ 管理者

- 共同生活介護（ユニット）ごとに配置が必要
- 常勤専従要件あり

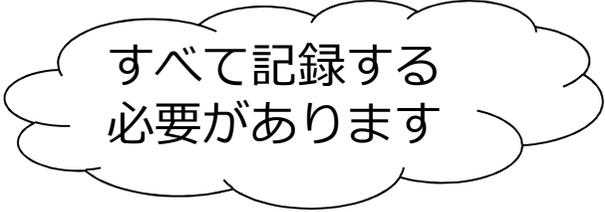
人員基準違反とならないよう、適切な人員配置を行ってください。

# サービス提供の記録

## ▶ 提供したサービスの具体的な内容等の記録

サービスを提供した際には以下の内容について記録し、利用者の契約終了の日から2年間保存する必要があります。

1. サービスの提供日
2. 提供したサービスの内容
3. 利用者の状況
4. その他必要な事項



すべて記録する  
必要があります

# 認知症対応型共同生活介護計画

## ▶ アセスメントとは

利用者の心身の状況を把握・分析し、認知症対応型共同生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。

**アセスメントは、認知症対応型共同生活介護計画の作成に先立って行う必要があります。**

## ▶ アセスメントに関する主な指摘

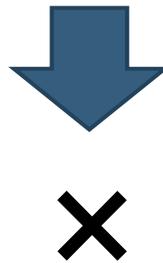
- アセスメントが（適切な時期に）行われていない。
- 認知症対応型共同生活介護の作成にあたり、サービス提供に関わる従業者と協議しているかわからない。
- アセスメントは行われているが、認知症対応型共同生活介護の提供によって解決すべき問題状況が明らかになっていない。

# 認知症対応型共同生活介護計画

## ▶ 認知症対応型共同生活介護計画への同意

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、その内容について利用者又はその家族について説明し、**利用者の**同意を得る必要があります。

利用者の家族から同意を得ていたが、利用者本人の同意が確認できない



利用者の意向を反映する機会を保障するためにも、必ず利用者本人から同意を得てください。

# 令和3年度改正のポイント

## ▶ 感染症・災害への対策強化

- 感染症対策の義務付け（委員会の開催、訓練の実施等）
- 業務継続計画の策定

## ▶ 地域包括ケアシステムの推進

- 認知症介護基礎研修受講の義務付け

## ▶ 介護人材の確保・介護現場の革新

- ハラスメント対策の義務付け
- 諸記録の保存等の電磁的記録化

※対面・文書による方式を拒むものではありません。

# おわりに

## ▶ 令和5年度の運営指導

8月上旬より実施を予定しております。

対象事業所には1か月前までに実施通知を発送します。

# ありがとうございました

- ▶ 介護保険課（事業者指導・監査グループ）
- ▶ TEL：03-3981-1474 FAX：03-3981-6208
- ▶ Email：A0029026@city.toshima.lg.jp